

## 原社会保険労務士事務所にアウトソーシングをした場合のメリット

### ①経営者の方が企業経営に専念することができます。

社会保険労務士へ業務委託（アウトソーシング）をすることで、複雑な労働保険・社会保険に関する各種事務手続きから開放されます。

従業員の入社及び離職に伴う社会保険、労働保険の手続きにおいてその都度、書類を作成したり、管轄行政機関に出向く手間は無くなります。

むしろ、労働保険の年度更新手続きや、社会保険の算定及び月変手続きからも解放されます。

突発的な労災、傷病手当金の手続き等もすべて当事務所が行います。

また、当事務所では、労働保険や社会保険の取得及び喪失処理等に関して電子申請（e-Gov）を取り入れていることから、スピーディな事務処理対応が可能です。（その都度の押印処理の手間を省くことが可能です。）

このシステム導入により、顧問報酬についても、圧倒的な安価であり、コスト低減にも役立ちます。

### ②従業員の方とのトラブルを未然に防止し、リスクを軽減できます。

従業員の方の採用から退職まで、最新の労働法規の改正項目を踏まえ人事トラブルから企業を守る就業規則等の諸規定も見直し、企業ブランドを高めます。

原社労士は、特定社会保険労務士であり、直接の労働問題に関与できるため、いざというときでも安心です。

### ③企業経営を円滑に行えます。

労働保険・社会保険諸法令の改正・労務管理全般に関する情報が入手しやすく、有利な各種給付金制度・助成金制度をご検討いただけます。

### ④費用対効果が望めます。

原社会保険労務士事務所の顧問料等は他の事務所より安価であると自負しています。

その上、細かな管理体制を取っておりますので、安心して任せることができます。行政とのパイプ役としても、効果はあります。

当然ですが、人を雇えば労働契約となり安易に解約（解雇）することはできませんが、社労士を活用する場合の委託契約は、いつでも解約が可能です。

また、従業員の給与と比較しても、顧問料は10分の一程度です。

原社労士は、金融機関との契約も行っており、労働問題、年金問題などのスキルも極めて高く、企業を取り巻く、様々な情報を入手することも可能です。

顧問料は、裏面をご覧ください。

<顧問料の目安>

従業員数（役員含む）	顧問料（月額）
1人から4人	20,000円
5人から9人	30,000円
10人から19人	40,000円
20人から29人	50,000円
30人から49人	60,000円
50人から69人	70,000円
70人から99人	90,000円
100人から149人	120,000円
200人以上	別途ご相談による

※人数は事業主（常勤役員含む）従業員の合計

下記記載の報酬額は一定の目安ですので、ご相談により、さらに安価な額でのお取り扱いも可能です。

特に、神奈川県内の事業所様の場合は上記、報酬額より1万円から2万円程度を控除した金額で、受任することができます。（相模原市内の事業所様はさらにコストダウンが可能です。）

お気軽にお問い合わせください。



原社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 原 孝則



E-mail: [hara-sr@jcom.home.ne.jp](mailto:hara-sr@jcom.home.ne.jp)

URL: <http://hara-sr.net/>



Mobile: 090-6030-1808 Tel/Fax: 042-855-5501